第2期桑折町 子ども・子育て支援事業計画

【中間見直し】

令和5年3月改訂

桑折町

目 次

第1章	章 計画の	の見直しにあ	たって・	• •	• •			•	• •	• •	•	• •	• •	• 1
1.	子ども・	子育て支援	事業計画	につい	て・									. З
		・子育て支援												
3.	見直しの	D基準···												. 4
4.	見直し後	後の計画の期間	間・・・											. 4
5.	見直しの	D内容と項目										•		. 5
第2章	章 桑折	町の子ども・	子育てを	取り着	きく明	状と	課題	į .		省略	3	当初	計画	9多照
第3章	章 計画の	の基本的な考	え方・・		• •			•		省略	3	当初	計画	9多照
第4章	章 分野原	別施策の展開									•			. 7
		ミセンター『 [・]												
		地域におけ												
		すて支援サート												
		すて支援のネッ												
		母子の健康の												
	(1) 妊娠	₹・出産期の	支援 · ·											· 14
	(2)健康	₹・保健教育(の推進・											· 15
		さも医療の支持												
基本	は目標3	子どもの生活	きる力の	育成·										· 19
	(1) 次仁	代の親となる	教育・・											· 19
	(2)教育	育環境の整備												. 20
	(3)家庭	重や地域の教育	育力の向.	上 · ·										. 22
基本	は目標4	子育てを支持	援する安	全•安	かな	まち	づく	り・						· 24
	(1) 子育	すてを支援する	る生活環	境の整	備·									· 24
		ざもの安全ので												
基本	は目標5	仕事と家庭の	の両立の	推進·										. 27
		こと子育ての												
	(2)多樣	様な働き方の	実現及び	働きた	の見	直し								. 29
基本	は目標6	支援が必要	な子ども	や家庭	【への	支援								. 30
	(1) 障た	がい児施策の語	充実・・											. 30
		り親家庭への												
	(3) 子と	さもの権利擁護	護と児童	虐待防	止対	策の	推進							· 32
基本	は目標7	家族の時間の	の確保・	充実の	推進									· 34
		このふれあいれ												

第5章 子ども・子育て支援 サービスの量の見込みと確保策 ・・・・・・・	37
1. 子ども・子育て新制度の給付・事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(1)給付と事業の全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(2)保育の必要性の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・	41
2. 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間・・・・・	42
(1)量の見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(2)提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・・・・	43
(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進	に
関する体制の確保の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策・・・・・・・・	45
(1)利用者支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(2)地域子育て支援拠点事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(3)妊婦健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
(4)乳児家庭全戸訪問事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(5)養育支援訪問事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(6)子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(7) ファミリー・サポート・センター事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(8) 一時預かり事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(9)延長保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(10)病児保育事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童保育) ・・・・・・・・・	52
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・・	53
第6章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	关 昭
第0年 可回び推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	多州
資料編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
1. 子ども・子育て支援サービスの実績値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
2. パブリックコメント(町民意見募集)結果の概要・・・・・・・・・	61
3. 中間見直しの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
4. 桑折町子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
5. 桑折町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64

第1章 計画の見直しにあたって

1. 子ども・子育て支援事業計画について

平成24年8月にすべての子どもの良質な成育環境を保障し子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする「子ども・子育て関連3法」が成立、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本町では、新制度に基づき「好きです こおり ともに支え愛 子どもの 笑顔が輝き いきいきと健やかに育つまち」を基本理念として掲げ、その実 現に向けて、推進すべき取組や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を記載した「桑折町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」)を平成27年3月に策定しました。また、この第1期計画が令和元年度(平成31年度)で最終年度を迎えたことから、引き続き計画的に施策を推進するため、令和2年3月に「第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

計画の策定にあたり国から「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、その中で「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)認定区分にかかる量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行う」こととされています。

本町においては最上位計画である町総合計画が令和4年4月にスタート したことや、加えて令和5年4月のこども家庭庁の創設、令和6年4月の 改正児童福祉法の施行を見据え、子ども・子育て支援法第77条に基づく「桑 折町子ども・子育て会議」を経て、計画の中間見直しを行いました。

3. 見直しの基準

国の通知「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の 見直しのための考え方について (令和4年3月18日事務連絡)」におい て、見直しの必要性の具体的な基準が次のように示されました。

(1)教育・保育について

令和3年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、原則として見直しが必要。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、見直しを行う。

本町では、基準、実績値や地域の実情等を踏まえ、令和 4 年度の見込みを加味し見直しを行います。

4. 見直し後の計画の期間

見直し後の計画の期間は、令和5年度及び令和6年度の2年間とします。

2019 年度 令和元年度 (平成 31 年度)	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和5年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 令和 7 年度
第1期	第2期	子ども・子゛	育て支援事業	計画期間(5年)	第3期
			中間見直し	見直し後の (2 ⁴		

5. 見直しの内容と項目

(1) 見直しの内容

見直しは、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期桑折町子ども・子育て支援事業計画」のうち、「第 4 章 分野別施策の展開」及び「第 5 章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策」について、以下の内容で見直します。

- 〇国の見直しの基準に基づき、計画値と実績値の比較で10%以上の乖離 がある事業の令和5年度以降の計画値の見直し
- 〇認定こども園の開園に伴う既存保育所の運営移行と各実施事業の反映
- ○計画策定後の主要施策の実施状況の反映

(2)見直しの項目

主な見直し項目は以下のとおりです(本文内の該当箇所は下線又は太枠で示しています。)。

○ 第4章 分野別施策の展開(9~35ページ)

新規事業を追加、終了事業は削除するとともに、主要施策の概要、推進目標、対象を変更ました。また事業主体については現在の課名に変更しました。

- 子ども・子育て新制度の給付・事業について(40ページ)本町の該当施設を変更しました。
- 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間(42~44 ページ)

量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について変更しました。

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策(45~53ページ)
 - (2)地域子育て支援拠点事業 確保策、量の見込みと確保の内容を変更しました。
 - (8) 一時預かり事業

確保策、量の見込みと確保の内容を変更しました。

(9)延長保育事業

確保策、量の見込みと確保の内容を変更しました。

(10) 病児保育事業

確保策、量の見込みと確保の内容を変更しました。

(11) 放課後児童健全育成事業

確保策、量の見込みと確保の内容を変更しました。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 確保策を変更しました。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 確保策を変更しました。

第4章 分野別施策の展開

≪こども家庭センター『すくすく』(仮称)の設置に向けて≫

本町では、妊娠期から子育で期にわたって切れ目のない支援を行い、地域全体で子育でを支援する体制づくりを進めるため、平成 29 年に桑折版ネウボラ(*)として、「子育で世代包括支援センター『すくすく』」を開所しました。

令和 4 年には全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」を併設し、子どもたちの健やかな成長を手助けする総合相談窓口として、保健師・助産師・保育士・管理栄養士などの専門職員が、子育てや家庭にまつわる様々な疑問や不安、悩みに対して相談を受け、関係機関と連携して子育てをしっかりとサポートしています。

このような中、近年の児童虐待相談対応件数の増加や子育て世帯の負担などを踏まえ、令和6年4月施行の改正児童福祉法では、家庭への支援を強化し虐待の発生を未然に予防するため、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター」の設置が求められています。

本町においては、既に一体的な運営に努めているところですが、今後は、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を更に強化するため、「こども家庭センター」の設置に向け体制整備を進めます。

子育て各種支援の充実や地域全体で子育てを支援する体制づくりと、 関係機関とのネットワークをさらに強化し、町民の皆さんに安心してご 利用いただけるように推進してまいります。

(※) ネウボラ (neuvola)

フィンランドにおいて、妊娠から就学前までのサポートが受けられる公営の地域支援拠点。「ネウボラ」とはフィンランド語で「助言・アドバイスの場」の意。

基本目標1 地域における子育て支援

子どもを取り巻く生活環境は、少子高齢化や女性の就業率増加、就業形態の多様化に伴い、大きく変化してきました。かつては地域の相互扶助機能が高く、多くの地域でお互いに助け合う生活が営まれていましたが、近年は核家族化の進行とともに地域のつながりが希薄化しており、子育てに孤立感、負担感を感じている子育て家庭も少なくありません。このような中、子どもを持つ家庭で求められているのは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、子どもが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長していくことのできる環境です。家族の協力のもと、子育て家庭が行政の提供するサービスを利用し、地域からも様々な場面で支えられながら子育てができるしくみや意識づくりが必要です。

そのため、基本目標である「地域における子育て支援」を達成するための推進施策として、「子育て支援サービスの充実」「子育て支援のネットワークづくり」の2つを示します。

だれもが安心して子育てができる「子育てがしやすいまち」を目指し、 具体的施策を展開していきます。

(1)子育て支援サービスの充実

女性の社会進出が進み共働き家庭が増加していることから、保育の必要性は高く、保護者の保育・教育に対するニーズの変化がうかがえます。

本町では、保育所における延長保育や幼稚園での預かり保育をはじめ、 小学生の放課後児童保育など、共働き家庭等への様々な子育て支援を行ってきました。

ニーズ調査の結果をみると、『(本町は)子育てしやすいと思う』と回答した保護者が8割以上と、高評価をいただいておりますが、すべての子育て家庭が「これからも桑折町で子育てしたい」「桑折町は子育てしやすい」と思える町であり続けるよう、既存サービスのさらなる質の向上や、時代のトレンドを反映した新たなニーズに対応する子育て支援サービスの検討・提供に努めていきます。

*印は、子ども・子育て支援法第59条による推進事業

		月(又抜広弟 39 宋による推進争未		推進	目標			
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	*病児・病後 児保育事業の 推進	保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない風邪等の疾病の子ども、病後間もない子どもを対象に、保育ができる支援体制整備について検討する。 令和6年度開園の認定こども園で自園型の病児・病後児保育事業を実施する。	0				0~12 歳	<u>教育文化課</u>
		保護者が一時的な事情により家庭での保育が 困難な状況に対応できる環境を整備するため、 在宅の子どもを対象に令和6年度開園の認定こ ども園で一時預かり事業を実施する。		0			0~5歳 の在宅児	健康福祉課
2	* 一時預かり 事業の充実	保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない町内幼稚園、 <u>認定こども園(令和6年度以降)</u> に通園する園児を対象に預かり保育を実施する。また、緊急に必要になった場合の臨時預かり保育も実施する。			0		幼稚園児 <u>認定こど</u> <u>も園児</u>	<u>教育文化課</u>
3	* 延長保育事 業の推進	保護者が安心して就労等できる環境を整えるため、醸芳保育所、 <u>認定こども園(令和6年度以降)</u> の子どもを対象に延長保育を実施する。			0		保育所児 <u>認定こど</u> <u>も園児</u>	<u>教育文化課</u>
4	*地域子育て 支援拠点事業 の推進	乳幼児とその保護者が相互の交流を図ることができる環境を整えるため、地域子育て支援センター事業を <u>町直営で実施し、令和6年度開園の認定こども園においても実施する。</u>			0		0~5 歳 保護者	健康福祉課
5	児童館運営の 推進	児童の健全育成の拠点となり、乳幼児とその 保護者や小学生等を安全安心に過ごさせるため、幼児への施設開放や放課後児童保育の実施、 母親クラブ等の地域組織活動の育成を図る。			0		0~18 歳 保護者	<u>教育文化課</u>

				推進	目標			-t- All > 11
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
6	* 放課後児童 クラブ運営の 推進	児童の健全な育成を図り、保護者が安心して 就労ができる環境を整えるため、就労により家 庭での保育ができない町内の小学校に通学する 児童を対象に放課後児童保育を実施する。また、 緊急に必要になった場合の臨時放課後児童保育 も実施する。 <u>民間運営の学童クラブとも連携を</u> 図る。			0		小学生	<u>教育文化課</u>
7	*利用者支援 事業の推進	子どもやその保護者、または妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用ができる体制を整えるため、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整も実施する。			0		0~15 歳 保護者 妊婦	すくすく (健康福祉課)
8	地域の人材活 用の推進	子どもの遊びや学習活動に地域の人が積極的に関わる体制を推進するために、公民館事業や幼・小・中、認定こども園(令和6年度以降)の保育・教育の中に地域の人材を積極的に活用する機会を作る。また、地域の人材を派遣するボランティアセンターの活用も積極的に行う。			0		幼稚園児 <u>認定こど</u> <u>も園児</u> 小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
9	* ファミリー・サポート・ センター事業 の整備	乳幼児や小学生の保護者を会員とした相互援助活動を支援するため、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡、調整を行う体制整備を検討する。	0				0~12 歳 保護者	<u>教育文化課</u>
10	*子育て短期 支援事業の整 備	児童の健全育成を図るため、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、支援体制整備を検討する。 ・児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)) ・夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)等	0				0~18 歳	健康福祉課
11	* 多様な主体 が本制をことを 入することを 促進するを の事業の整備	特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討するとともに、令和 4 年度から民間で運営を開始した学童クラブ及び令和 6 年 4 月に開園する民設民営による「幼保連携型認定こども園」と協力・連携し、相談支援等を実施しながら、円滑な運営及び教育・保育等の質の向上を図る。			0		民間事業 者	<u>教育文化課</u>
12	子育て支援の 情報提供の充 実	「子育て総合情報誌」、「子育て応援ガイドブック」、町ホームページなどにより子育てに関する情報発信に努める。さらなる情報発信の強化のため、子育て支援アプリの活用を図る。			0		保護者 妊婦	すくすく (健康福祉課)

<町独自の支援・助成>(令和4年度現在)

No.	事業名	内 容	担当課
1	一時預かり保 育利用助成	就学前の乳幼児が保育施設等で一時預かり保育を利用した場合、費用の一部を助成する。(醸芳幼稚園で実施している臨時預かり保育を除く。) 助成額は、保護者負担額(保育利用料金)の1/2とし、月額上限10,000円(100円未満は切り捨て)をお子さんごとに助成する。	健康福祉課
2	病児・病後児 保育利用助成	就学前の乳幼児が保育施設等で病児・病後児保育を利用した場合、費用の一部を助成する。 助成額は、保護者負担額(保育利用料金)の 1 / 2 とし、月額上限 10,000円(100円未満は切り捨て)をお子さんごとに助成する。	<u>教育文化課</u>

(2)子育て支援のネットワークづくり

近年は、核家族化、ライフスタイルの変化、地域社会の子育て機能の低下に伴い、子育でに不安・負担を感じている子育で家庭が増えています。こうした不安感・負担感を軽減するためには、子育での悩みを気軽に相談できる場所や親が息抜きできる場所、育児をしている仲間同士の交流が必要です。また同時に、地域全体が子育で家庭を支えることができるよう、子ども・子育でに対する町民の関心や理解を高め、子どもの成長に町民が積極的に関わることのできる環境づくりが重要です。

本町では、育児サークル運営が円滑にできるよう、関係機関同士の連携や交流を図るとともに、子育てカレンダーの発行や情報誌の作成、ホームページへの掲載などにより、育児サークルの利用促進に努めてきました。今後も引き続き、育児サークル等の活動支援、情報交換や交流の場を提供していくとともに、子育て支援事業に関わる町内の施設・機関の連携を深め、子育てに関するニーズの把握や相互交流を積極的に行うことで幅広いネットワークづくりと地域ぐるみの子育てを推進していきます。

	主要施策		推進目標					
No.		施策の概要		新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	育児サークル 支援の充実	育児サークルの運営が円滑にできるようにするため、関係機関同士の連携・交流を図る機会を作るとともに、子育て情報誌やカレンダーの発行をして、育児サークルの利用促進を図る。			0		保護者	すくすく (健康福祉課)

基本目標2 母子の健康の確保及び増進

子どもが健やかに生まれ成長していく上では、母子の心身の健康が何よりも大切です。それと同時に、妊娠・出産・育児についての知識も必要不可欠です。子育てを通じて親子が絆を深め、心身ともに健やかな日々を送ることができるよう、妊娠・出産期、乳幼児期を通じたきめ細かい支援が必要です。

そのため、「母子の健康の確保及び増進」という基本目標を達成するための推進施策として、「妊娠・出産期の支援」「健康・保健教育の推進」「子ども医療の支援」の3つを示します。

関係機関が密に連携しながら、子どもを安心して産み育てることので きるまちづくりを進めていきます。

(1)妊娠・出産期の支援

少子化・核家族化が進行し、子育て環境が変化している現在では、妊娠・出産について不安を抱えているケースが増えており、妊娠中のケアや 出産後のサポートが求められています。

本町では、妊婦全戸訪問や各種健康診査など様々な場において、保健師等の専門スタッフによる健康状態の把握や相談支援、育児のアドバイスを行い、母子の健康づくりと不安の解消に向けた取り組みを実施しています。さらに、独自支援として、妊婦全戸訪問時におむつや子ども用食器を詰めた育児パッケージのプレゼントを行い、出産後からスムーズに子育てができるよう支援しています。

今後も、子育て家庭が安心して子育てができるよう、時代やニーズの変化を注視しながら、既存の母子保健事業の内容の充実と質の向上に努めていきます。

		推進目標						
No.	主要施策	施策の概要		新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	* 妊産婦への 支援の充実	妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付日を設け、保健師等による妊婦相談・指導を実施する。また、継続して支援が必要な者に対しては、訪問等を行い支援する。さらに、妊娠中の疾病や異常の早期発見のため、妊婦健康診査や精密健康診査の費用を助成し、経済的軽減を図る支援を実施する。・母子健康手帳交付、妊婦相談・妊産婦一般健康診査・妊産婦への喫煙防止教育の推進・妊婦全戸訪問指導・栄養相談・新生児全戸訪問指導・父親、母親教室への参加促進等			0		妊婦 家族	すくすく (健康福祉課)
2	* 乳児家庭全 戸訪問事業の 推進	保護者が安心して子育てできる環境を整える ため、生後4か月までの乳児のいる家庭を対象 に保健師等が家庭訪問し、発育・発達を確認して 相談等を実施する。			0		0歳保護者	すくすく (健康福祉課)

<町独自の支援・助成>(令和4年度現在)

No.	事業名	内 容	担当課
1	すくすく育児 パッケージプ レゼント&訪 問指導	妊娠 34 週前後に妊婦全戸訪問を実施し、育児に必要な育児用品のプレゼントをする。また、妊娠中の健康管理の確認と産後の育児のアドバイス及び育児に関する本の配付を行う。	すくすく (健康福祉課)
追加	<u>ベビースケー</u> ル貸出事業	母乳育児の推進と出産直後の育児不安解消のため、産後2か月を目安にベビースケール(新生児用体重)を無料で貸し出す。	<u>すくすく</u> <u>(健康福祉課)</u>

(2)健康・保健教育の推進

親子が心身ともに健康であることは、次代をつくりあげていくための基盤となります。心身の健康は何物にも代えがたく、親子が健康を保ち、健やかな毎日を過ごすことができるよう、きめ細かい配慮に基づいた支援が必要です。

本町では、乳幼児健康診査において、母子及び家庭の一貫した健康の管理と保持増進を図っています。また、安定した生活リズムが健全な育成や成長に重要であることから、早寝・早起きなどの生活習慣の大切さを伝えるとともに、子どもと親が望ましい食習慣について学習する機会を提供するため、食育教育を実施して、家庭と連携を図った取り組みを推進しています。さらに、ガラスバッジによる外部被ばく線量測定、ホールボティカウンタによる内部被ばく検査や、給食の放射能測定を毎食実施するなど、原発事故による放射線被害の不安を軽減する取り組みも実施してき

ました。

今後も、母子保健事業の内容充実に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた食育や、健康に関する事業・教育を進めていきます。放射線被害の検査は引き続き実施し、子どもの健康と安全を守っていきます。

	. —			推進	目標			
No.	主要施策	施策の概要	検 討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	* 乳幼児健康 診査の充実	乳幼児の異常の早期発見へつなげるため、乳 児期、幼児期の適切な時期に乳幼児健康診査を 実施する。 さらに、乳幼児期の健全な発育、発達のため、 保護者へ栄養・歯科指導、各種教室等を行う。健 康診査後、継続的支援が必要な乳幼児には事後 指導や訪問、相談を継続的に実施する。 また、保護者の健康への意識向上を図るため、 保護者に対して体組成計による測定や歯科検 診、尿中塩分濃度測定を実施する。 ・4・7か月児健康診査 ・10~11か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査			0		0~5 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
2	育児相談の充 実	保護者が安心して子育てできる相談事業の充実を図るため、育児相談日を設け保健師等により個別相談及び発育測定を実施し、子どもの健康状態を確認し、保護者が子育てに関して、不安や悩みなどを気軽に相談できるよう支援する。また、随時電話やメール、子育て支援アプリオンラインによる相談も実施する。			0		0~5 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
3	* 妊産婦への 支援の充実 (再掲)	妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付日を設け、保健師等による妊婦相談・指導を実施する。また、継続して支援が必要な者に対しては、訪問等を行い支援する。 さらに、妊娠中の疾病や異常の早期発見のため、妊婦健康診査や精密健康診査の費用を助成し、経済的軽減を図る支援を実施する。・母子健康手帳交付、妊婦相談・妊産婦一般健康診査・妊産婦への喫煙防止教育の推進・妊婦全戸訪問指導・新生児全戸訪問指導・栄養相談・父親、母親教室への参加促進等			0		妊婦族	すくすく (健康福祉課)
5	生活習慣確立 の た め の 教 育・支援	子どもの心身の健康を育む正しい生活習慣・生活リズムの構築のために、保護者や子どもを対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践をはじめとした各取り組みの普及・教育を、健診や幼稚園、認定こども園(令和6年度以降)、学校で実施する			0		0~15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課) <u>教育文化課</u>

				推進	目標			事業主体
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	
		子どもの健康な体づくりを支援するため、保護者や子どもを対象に調理実習や食育指導・栄養相談を実施する。			0		0~15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
4	食育の推進	子どもの望ましい食習慣づくりのため、保育所や幼稚園、認定こども園(令和6年度以降)において、子どもたちへの食育教育を実施する。また、家庭との連携を図った取り組みを推進する。			0		保育所児 幼稚定こと も園児 長護者	<u>教育文化課</u>
		児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい 食習慣を身に着けさせるため、各学校において 食育教育を教育課程に位置づけし、各学期毎、指 導目標を掲げ指導に努める。			0		小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
6	思春期対策・	子どもの思春期に起こる心と体の悩み等に適切な対応をするため、学校保健と連携を図った取り組みを行う。また、教室等の開催を行い、子どもたちに飲酒や喫煙の危険性、生命や自分の命、子育ての大切さを学ぶ機会を作る。			0		小学生 中学生 高校 保護者	健康福祉課
0	支援の推進	児童生徒に適切な思春期対策を行うため、各 学校において健康安全教育全体計画を教育課程 に位置づけ、保健指導・学習に努める。また、保 護者に対しては、学校便りや家庭教育学級を通 して啓発活動を行う。			0		小学生 中学生 保護者	<u>教育文化課</u>
7	放射能健康リ スク管理の推 進	町民の長期的な健康管理のため、甲状腺検査 (県事業)による外部被ばく線量測定、ホールボ ディカウンタによる内部被ばく検査を実施す る。			0		町民(甲 状腺検査 H4.4.2~ 24.4.1 生まれ)	健康福祉課
		保育所児に安全で安心な給食を提供するため、醸芳保育所内で調理した給食の放射能測定 を毎食実施する。			0		保育所児	<u>教育文化課</u>
8	食品放射能測 定事業の推進	幼稚園児と児童生徒に安全で安心な給食を提供するため、学校給食センターで調理した給食の放射能測定を毎日配膳前に実施する。			0		幼稚園児 小学生 中学生	教育文化課
		町民の「食」の安全安心のため、食品放射能濃 度測定を <u>学校給食センター</u> において実施する。			0		町民	生活環境課

(3)子ども医療の支援

子どもが成長していく過程においては、病気にかかったり、けがをしたりすることは避けられません。子どもを安心して育てられる環境を整備する上で、医療の充実は重要です。

本町では、保護者の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成や 任意予防接種の助成、休日担当医のホームページへの掲載など、子どもた ちが健やかに成長できるよう努めてきました。

今後も引き続き、各種助成を実施するとともに、小児救急医療の充実のため、近隣の自治体や救急指定病院、消防署等の関係機関との連携をより強化していきます。

ļ	主要施策	施策の概要		推進	目標			事業主体
No.			検討	新規	継続	充実	対 象	
1	子ども医療費 の助成	子どもの健康増進と保護者の負担軽減のため、子ども医療費助成を実施する。対象となる医療費は、入院・通院にかかる保健診療分の一部負担金と入院時における食事療養費、補装具等。			0		満 18 歳 に達する までの 児童	健康福祉課
2	医療機関等と の連携強化	小児救急医療の充実のため、近隣の自治体や 救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携 を強化する。			0		関係機関	すくすく (健康福祉課)
3	予防接種の実 施	感染症のまん延及び疾病の発症を防ぐため、 予防接種法によって定められた各予防接種の実 施と啓発を行う。			0		0~18 歳	すくすく (健康福祉課)

<町独自の支援・助成>(令和4年度現在)

No	事業名	内容	担当課
1	予防接種費用 助成	<u>おたふくかぜ、</u> 成人風疹、インフルエンザの任意接種の予防接種費用を一部または全額助成する。	健康福祉課

基本目標3 子どもの生きる力の育成

子どもたちを取り巻く社会の移り変わりが激しく、年少人口が減少を続けている中、子どもたちが一人ひとりの個性と能力を十分に活かし、豊かな人生を送るためには、これからの人生をたくましく生きていく「生きる力」の育成が重要です。この「生きる力」を育むためには、子どもが幼いころから家庭、保育所、幼稚園、認定こども園(令和6年度以降)、学校、地域など多くの場所で時間をかけて、将来を見据えた教育を進めていく必要があります。

そのため、「子どもの生きる力の育成」という基本目標を達成するため の推進施策として、「次代の親となる教育」「教育環境の整備」「家庭や地 域の教育力の向上」の3つを示します。

次代を担う子どもたちが自分たちの持つ「生きる力」を発揮し、町に活力をもたらすことができるよう、各種施策を推進していきます。

(1) 次代の親となる教育

少子化が進み、兄弟姉妹の数が少なく、地域のつながりが希薄になっている現在では、子どもたちが身近な場所で赤ちゃんや幼児と一緒に遊んだり、面倒をみたりする場面が少なくなっています。このような環境では、子どもたちが命の尊さを自然に学び取ることや、将来自分が子どもを育てる際に必要な父性・母性を育むことが難しくなっています。

本町では、夏休みに中学生を対象とした赤ちゃんふれあい教室を実施し、乳児についての談話を聞いたり、実際に触れ合ったりすることで子どもたちに子育ての大切さを学んでもらう機会を提供しています。また、小中学生を対象に、地域の住民ボランティアによる道徳や生活の分野での学習支援事業、こおり地域クラブの活動を通じて、地域の伝統、文化、生活に関する学習ができる体制を整備しています。

これから大人になり、次代の親となる世代に対し、このような人と人と のつながりを重視した取り組みを今後も進めていきます。

	主要施策			推進	目標			
No.		施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	地域の人材活 用の推進	児童生徒の学習を支援するため、地域の住民 ボランティアを講師に迎え、小・中学校の要請に 対応した地域の伝統、文化、産業や生活に関する こと等身近な学習の機会を提供する体制を整備 する。			0		小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
2	思春期対策・	子どもの思春期に起こる心と体の悩み等に適切な対応をするため、学校保健と連携を図った取り組みを行う。また、教室等の開催を行い、子どもたちに飲酒や喫煙の危険性、生命や自分の命、子育ての大切さを学ぶ機会を作る。			0		小学生 中学生 高校生 保護者	健康福祉課
2	支 援 の 推 進 (再掲)	児童生徒に適切な思春期対策を行うため、各 学校において健康安全教育全体計画を教育課程 に位置づけ、保健指導・学習に努める。また、保 護者に対しては、学校便りや家庭教育学級を通 して啓発活動を行う。			0		小学生 中学生 保護者	<u>教育文化課</u>

(2)教育環境の整備

本町では、「桑折町の15歳のめざす姿」をこども園、小・中学校の共有目標として掲げ、0~15歳までの15年間の成長を見据えた教育を実施しています。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスがとれた「社会に貢献する自立した人間」を育むことを目的に、子どもの育ちと学びの連続性と一貫性を大切にした教育の充実、家庭・地域・学校のそれぞれの教育の充実を図っています。

また、教育にかかる保護者の経済的負担の軽減のため、給食費の助成を はじめ、制服の支給、学習塾の開催、新しいところでは英検受験料の助成 などを行い、子どもたちの教育環境の向上に力を入れています。

次代の担い手である子どもたちが「生きる力」をしっかりと身に付け、 自立した人間として力強く生きていくことができるよう、引き続き、こど も園 (令和 6 年度以降は幼稚園及び認定こども園)、小・中学校の教育内 容の充実はもとより、効率の良い学校運営体制と教職員の指導力の向上 に努めるとともに、保護者に向けては各種支援・助成を実施していきま す。

				推進	目標			
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	総合的な学習 の充実	特色ある総合的な学習を実施するため、小学校では地域性を活かした総合学習、中学校では生徒が計画した校外学習等(職場体験)を実施する。			0		小学生 中学生	教育文化課
2	学力の向上に 関する支援	小・中学生を対象に学習塾を開設し、児童生徒の学力向上を図る。また、醸芳中学校に在籍する生徒の英検受験料の補助を実施する。			0		小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
3	不登校等に対 する相談体制 の整備強化	不登校児童生徒に対応するため、定期的に不 登校児童生徒調査を行い、その把握に努める。ま た、各学校において保護者面談を行うとともに スクールソーシャルワーカーを招き、相談体制 の強化に努める。			0		小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
4	情報モラル教 育の推進	児童生徒に情報社会で安全に生活できる知識や態度を身に付けさせるために、小・中学校において、情報社会における正しい判断や望ましい態度及びセキュリティの知識・技術、健康への意識等について適切な指導を行う。			0		小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
5	教職員研修の 充実	幼稚園の教職員研修の充実を図るため、園外研修への参加、外部講師を招いての園内研修(保育研究会、講話、実技指導)を実施する。 <u>また、</u> 令和6年度以降は幼稚園と認定こども園が連携を図りスキルアップに努める。			0		幼稚園教 職員 <u>認定こど</u> も園職員	<u>教育文化課</u>
		小中学校の教員研修の充実を図るため、福島 県教育委員会主催の研修会への参加や町独自の 各種委員会の開催及び授業研究会を実施する。			0		小中学校 教員	<u>教育文化課</u>
6	就学前児の保 育教育の充実	就学前児の保育教育充実のため、保育計画に 基づき保育・教育を行う。			0		保育所児 幼稚園児 <u>認定こど</u> も園児	<u>教育文化課</u>
7	情報の提供・啓 発活動の推進	保護者に保育所や幼稚園、 <u>認定こども園(令和6年度以降)</u> の保育・教育についての理解を図るため、園だよりやホームページによる保育内容や時宜に応じた関係情報を発信する。また、家庭教育学級等において啓発活動を行う。			0		保育所児 幼稚園こど も園児 保護者	<u>教育文化課</u>
8	*実費徴収に 係る補足給付 を行う事業の 推進	保護者の経済的負担の軽減を図るため、世帯 所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等 に対して保護者が支払うべき日用品、文房具給 食費、制服等その他教育・保育に必要な物品の購 入に要する費用または行事への参加に要する費 用等を助成する体制を整備する。			0		保護者	<u>教育文化課</u>
9	教育に係る経 済的負担軽減	収入基準に該当する準要保護児童生徒世帯の 経済的負担軽減のため、各種限度額の範囲内で 学用品費等を支給する体制を整備する。			0		小学生 中学生 保護者	<u>教育文化課</u>
	の整備	家庭の経済的理由から進学することが困難と 認められる生徒や学生等に対し、入学支度金や 就学資金の貸与を行う。			0		中学生 高校生	<u>教育文化課</u>

<町独自の支援・助成>(令和4年度現在)

No.	事業名	内 容	担当課
1	給食費助成	園児の給食費を無料とする。	<u>教育文化課</u>
2	入園祝い品制 服支給	新入園児に対して、町から入園祝いとして、制服(スモック 4,000 円程度) を支給する。	<u>教育文化課</u>
3	給食費保護者 負担の軽減	小・中学生の給食費を半額とし <u>ていたが、令和4年度下半期から無償化を実施し</u> 子育て世代の経済的負担を軽減する。年間一人当たりでは、小学生は 52,000 円程度、中学生は 62,000 円程度の軽減となる。	<u>教育文化課</u>
4	小・中学校入 学祝い品制服 支給	町内小・中学校の新入生及び町外からの転入児童生徒に対して、町から入学祝いとして、制服(冬服の上下。小学校は 14,000~18,000 円程度、中学校は 32,000~36,000 円程度) を支給する。	<u>教育文化課</u>
5	桑折学習塾	子どもたちに一層豊かな教育環境を提供する取り組みの一環として、小・中学生を対象に、土曜日に学習塾を開設する(参加費無料)。	教育文化課
6	英検受験料助 成	外国語教育の充実を図るため、醸芳中学校に在籍する生徒の英検受験料を <u>半額</u> 助成する。	教育文化課
7	奨学資金貸与	家庭の経済的理由により、高等学校や大学等に進学することが困難と認められる生徒や学生等を対象に、入学支度金や就学資金の貸与を行っている。 (応募条件あり)	<u>教育文化課</u>

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの教育は、学校だけで行われるものではなく、家庭や地域においてもできることはたくさんあります。子どもを取り巻く環境の移り変わりは激しいものですが、子どもにとって最も身近な場である家庭での教育が大切なことは変わりがありません。そして、子どもの健やかな成長のためには、社会性など人とのつながりを育むことのできる地域での教育も重要です。

本町では、読書習慣を身に付けるための取り組みを行っているほか、家庭の教育力向上を図るため、保護者を対象とした家庭教育に関する講演会などを実施しています。地域人材による活動では、子どもたちは地域の大人の力を借りて、新しい知識の習得やコミュニケーション能力を高めています。

今後も、保護者が家庭での教育の大切さを理解し、自信を持って取り組めるよう、家庭との連携を図った取り組みを進めるとともに、様々な催しや講演会の実施に努めます。地域の教育力については、地域の人が子どもたちの教育に積極的に参加していく意識の高揚を図りつつ、ボランティアや関係団体の活動を支援していきます。

				推進	目標			事業主体
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	
		乳幼児が絵本に触れ、興味関心を持てるように、乳幼児健診での絵本の読み聞かせと、絵本コーナーの新設を行うとともに、親子のコミュニケーションツールとして家庭での読み聞かせを推進する。		0			0~5 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
	読書推進事業	0~15歳の子どもが読書習慣を身に付けやすくするために、桑折町読書活動推進計画に基づき、本の購入やお話会の開催など読書環境の整備及び事業推進に努める。また、図書室「よも~よ」の利用促進に努める。			0		0~15 歳 保護者	<u>教育文化課</u>
1	の推進	保育所児や幼稚園児、認定こども園児(令和6年度以降)に読書習慣を身に付けさせるため、桑 折町読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備に努める。また、家庭における読み聞かせの推 進など家庭との連携を図った取り組みを推進する。			0		保育所児 幼稚園児 <u>お園児</u> も園児 保護者	<u>教育文化課</u>
		小・中学生に読書習慣を身に付けさせるため、 桑折町読書活動推進計画に基づき、各学校において読書環境の整備に努める。また、「家読の日」 を設けるなど家庭との連携を図った取り組みを 推進する。			0		小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
		家庭の教育力向上を図るため、保護者を対象 とした家庭教育に関する講演会を実施する。			0		保護者	教育文化課
2	家庭の教育力 向上事業の充 実	家庭の教育力向上を図るため、幼稚園や <u>認定こども園(令和6年度以降)、</u> 小学校、PTA、地域の団体等において、親子活動や家庭教育学級を実施する際に、講師の紹介や謝礼金の援助を行い、各施設や団体での取り組みを促進する。			0		保護者	<u>教育文化課</u>
3	育児サークル 支 援 の 充 実 (再掲)	育児サークルの運営が円滑にできるようにするため、関係機関同士の連携・交流を図る機会を作るとともに、子育て情報誌やカレンダーの発行をして、育児サークルの利用促進を図る。			0		保護者	すくすく (健康福祉課)
4	地域の人材活 用の推進(再 掲)	子どもの遊びや学習活動に地域の人が積極的に関わり地域全体で子どもたちを育てていく意識の高揚を図るため、公民館事業や地域の団体、保育所・認定こども園(令和6年度以降)・幼・小・中の保育・教育の中に、体験活動・ボランティア活動支援センターを通して地域の人材を派遣する。また、情報誌等により活動の様子を地域全体に周知し、地域の人材の新規登録を推進する。			0		町民	<u>教育文化課</u>

基本目標4 子育てを支援する安全・安心なまちづくり

子どもや子育て家庭が安全・快適な生活を送るためには、良質な住環境や子どもの遊びや憩いの場である身近な公園の整備、公共施設等のバリアフリー化など、生活環境の整備が求められます。

一方で、子どもは犯罪や交通事故、災害の被害者になりやすいことから、幼児期からの意識啓発、ハード面では犯罪を防止するまちづくり、 道路交通環境の整備等が必要です。

そのため、「子育てを支援する安全・安心なまちづくり」という基本 目標を達成するための推進施策として、「子育てを支援する生活環境の 整備」「子どもの安全の確保」の2つを示します。

子育て世代はもちろん、町に暮らすみんなが安心して生活できるまちづくりを進めていきます。

(1)子育てを支援する生活環境の整備

生活環境は、子どもの成長に大きな影響を与えます。日々の生活を良質な住環境で過ごし、地域の身近な遊び場や公園で元気に遊ぶことは、子どもの健やかな成長につながります。

本町では、定住促進のための町営住宅整備をはじめ、多目的複合施設「イコーゼ!」の開設、若者の住まいに関する支援や町民の交流や子どもたちの遊び場となる公園の整備を行ってきました。

住みよいまちづくりを推進するため、引き続き、子どもや子育て家庭の 視点を踏まえたより良い生活環境の整備を進めていきます。

No.		施策の概要	推進目標					
	主要施策		検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	町営住宅事業 の推進	町民の町営住宅ニーズに対応するため、公的 賃貸住宅の適正供給に努める。また、若者世帯の 定住促進のため、子育て世帯定住促進住宅を拡 充する。			0		町民	建設水道課
2	公園の適正管 理	町民が、自由に伸び伸びと利用できる環境を整えるため、桑折町蚕糸記念公園を初め、各公園における安心で安全な適正管理や、施設の点検等を実施する。			0		町民	建設水道課 産業振興課 教育文化課

		施策の概要		推進	目標			事業主体
No.	主要施策		検討	新規	継続	充実	対 象	
3	多目的複合施 設利用の推進	子どもが安心して遊べる場の提供として屋内 温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ!」を設 置して環境整備をし、利用の促進を図る。親子で 楽しめる教室や講座等を開催するとともに体力 づくりやスキル向上にも役立てるよう努めてい く。			<u>O</u>		町民	<u>教育文化課</u>
追加	福島蚕糸跡地 利活用事業	「町の顔」となる商業施設を核とした「交流」 「子育て」などの機能を持つ複合施設を民間活力(官民連携)で整備し、商店街との相乗効果を 図りながら、買い物客の利便性向上と町中心部 の賑わい創出につなげていく。		O			<u>町民</u> 民間事業 者	<u>産業振興課</u>

<町独自の支援・助成>(令和4年度現在)

No.	事業名	内 容	担当課
1	桑折町若者定 住促進事業補 助金	町内への定住を促し、町内に居住した若い世代の経済的負担を軽減するため、マイホーム(中古住宅含む)を新規取得、または住宅リフォームを行った若者(45歳未満)に補助金として最大 40万円を交付する。なお、県外移住者がマイホームを新規取得した場合には、「来て ふくしま住宅取得支援事業」を活用し、さらに最大 60万円の補助金を加算して交付する。また、本町では、東邦銀行・福島信用金庫・住宅金融支援機構から住宅ローン借入者に対し一定の金利を引き下げる協定を締結している。	建設水道課
2	桑折町新婚世 帯家賃支援事 業補助金	町内への定住を促し、若者(45歳未満)の婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯(婚姻届を出してから1年以内の夫婦)に対して、家賃の一部を補助金として交付する。 補助金の額は、家賃代から勤務先で支給される住宅手当等を差し引いた額の1/2とし、月額上限10,000円を最長2年間交付。	<u>建設水道課</u>
追加	子育て世帯定 住促進住宅	桑折駅前団地の一部を、町への定住を希望する子育て世帯を対象にした住宅「スモーヨ」として入居者を募集する。家賃は 65,000 円~50,000 円で、同居する子どもの人数により変動する。	建設水道課

(2) 子どもの安全の確保

全国各地で子どもが被害者になる凶悪犯罪や、高齢ドライバーによる 自動車事故などの交通事故が多発しています。

本町では、学校教育や保育の現場において子どもたちの防犯意識の高揚を図るとともに、交通安全教室の実施や、ボランティア団体の防犯活動による子どもを犯罪・交通被害から守る活動を進めています。

子どもたちが事件や事故の被害に遭うことのないよう、行政・地域・学校・警察・防犯ボランティア等との協働による防犯体制を強化し、子どもたちの安全確保と防犯意識の向上に努めます。

				推進	目標		li .	
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	幼児・児童へ の交通安全対 策事業の推進	幼児や児童の交通事故防止のため、町で委嘱 をしている幼児交通安全指導員と各地区交通安 全母の会が主体となり、交通安全教室を実施す る。			0		幼稚園児 <u>認定こど</u> も園児 小学機関 団体	生活環境課
		幼児や児童を犯罪から守るため、ばんペ隊によるボランティア防犯活動をはじめ、ばんペ隊 や防犯協会、福島北警察署桑折分庁舎による随 時の情報交換を行い、犯罪被害防止に努める。			0		関係機関 団体	生活環境課
2	幼児・児童へ の防犯対策事 業の推進	児童・生徒を犯罪から守るため、各学校において、児童・生徒の防犯意識の高揚を図るとともに、教育課程の中に地域との連携や協力体制について位置づける。また、防犯上緊急を要する連絡については、保護者に対し緊急連絡メールを配信し(配信できない保護者には連絡網による電話連絡)、犯罪被害防止に努める。			0		小学生 中学生 学校 関係機関 団体	<u>教育文化課</u>
		保育所児や幼稚園児、認定こども園児(令和6年度以降)を犯罪から守るために、保育計画の防災計画に基づき子どもたちへの防犯意識の高揚を図る。また、防犯上緊急を要する連絡については、保護者に対し緊急連絡メールを配信し、犯罪被害防止に努める。			0		保育 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<u>教育文化課</u>

基本目標5 仕事と家庭の両立の推進

若い人たちを中心に、男女の社会的役割に対する意識が少しずつ変わりつつあり、仕事と家庭の両方を大事にしたいという男女が増えています。その背景には、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、働き方に対する考え方の変化、価値観の変化などがあります。

しかし、仕事と育児の両立に悩む女性は依然として多く、男性も長時間 労働で子どもと接する時間が短い、育児休業取得に会社の理解が得られ にくいなどの課題があります。

そのため、「仕事と家庭の両立の推進」という基本目標を達成するための推進施策として、「仕事と子育ての両立の支援」「多様な働き方の実現及び働き方の見直し」の2つを示します。

子育て家庭が仕事と家庭生活のバランスをうまく取りながら子育てをすることができるよう、子育て支援の体制を充実させていくとともに、企業に対しては子育て家庭への配慮がなされるよう各種施策を推進していきます。

(1) 仕事と子育ての両立の支援

子育て家庭を取り巻く環境は、働く女性の増加に伴い大きく変化しています。ニーズ調査の結果をみると、全体の7割以上が共働き家庭となっています。また、子育て支援の充実に向けて町が基本にすべき考え方については、「子供の成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援」が就学前児童、小学生児童の保護者ともに最も多くなっています。

本町では、各種子育て支援サービスを実施するとともに、預かり保育や放課後児童保育の時間を延長するなどの共働き家庭への支援を行ってきました。

今後も、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応できる基盤整備を進めていきます。

	主要施策	施策の概要	推進目標					
No.			検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	* 病児・病後 児保育事業の 推進(再掲)	保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない風邪等の疾病の子ども、病後間もない子どもを対象に、保育ができる支援体制整備について検討する。 <u>令和6年度開園の認定こども園で自園型の病児・病後児保育事業を実施する。</u>	0				0~12 歳	<u>教育文化課</u>
2	*延長保育事 業の推進(再 掲)	保護者が安心して就労等できる環境を整えるため、醸芳保育所、認定こども園(令和6年度以降)の子どもを対象に延長保育を実施する。			0		保育所児 <u>認定こど</u> <u>も園児</u>	<u>教育文化課</u>
	*一時預かり	保護者が一時的な事情により家庭での保育が 困難な状況に対応できる環境を整備するため、 在宅の子どもを対象に <u>令和6年度開園の認定こ</u> <u>ども園で一時預かり事業を実施する。</u>		0			0~5歳 の在宅児	健康福祉課
3	*一時預かり 事業の充実 (再掲)	保護者が安心して就労できる環境を整えるため、就労等により家庭での保育ができない町内幼稚園、 <u>認定こども園(令和6年度以降)</u> に通園する園児を対象に預かり保育を実施する。また、緊急に必要になった場合の臨時預かり保育も実施する。			0		幼稚園児 <u>認定こど</u> <u>も園児</u>	<u>教育文化課</u>
4	* 放課後児童 クラブ運営の 推進(再掲)	児童の健全な育成を図り、保護者が安心して 就労ができる環境を整えるため、就労により家 庭での保育ができない町内の小学校に通学する 児童を対象に放課後児童保育を実施する。また、 緊急に必要になった場合の臨時放課後児童保育 も実施する。民間運営の学童クラブとも連携を 図る。			0		小学生	<u>教育文化課</u>
5	支援員の資質 の向上	預かり保育と放課後児童保育支援員の資質向上を図るため、打合せ会や町内外の各種研修会に参加し、保育の充実に努める。また、園長や児童館長との相互連絡や保育日誌の活用により、職員同士が子どもたちの情報を共有化し保育に活かす体制を整える。			0		支援員	<u>教育文化課</u>

(2) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し

現代は働き方が多様化し、子育て家庭の親の就労形態や就労時間は様々です。このような中で、仕事と子育てを両立していくためには、家庭内の男女がお互いに協力し合うことはもちろん、企業側へも子育てに対する理解や協力を求めていく必要があります。

今後子育て家庭への理解と協力がますます求められる社会となります。 企業や労働者が働き方にしっかりと向き合い、仕事と子育ての両立、働き 方の見直し、育児休業制度の活用などに取り組んでいくことが必要です。

引き続き、こおり男女共同参画プランに基づく施策を推進するとともに、国や県などの機関と連携を図りながら、子育てに理解や協力が得られやすい社会づくりを進めていきます。

			推進目標					
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	男女共同参画 社会の推進	こおり男女共同参画プランに基づく、施策を 推進するため、町民や労働者、事業主への周知徹 底を図る。また、国、県からの関係法令等の情報 提供を行う。			0		町民 労働者 事業主	総合政策課

基本目標6 支援が必要な子どもや家庭への支援

子育て家庭の中には、特別な支援を必要としている子どもや家庭があります。

障がいのある子ども、ひとり親家庭、いじめ、児童虐待、貧困など、いずれも一人ひとりが置かれている状況は異なり、求められるニーズも多様化・複雑化していることから、個々のケースに対してきめ細かい支援を行っていくことが必要です。

そのため、「支援が必要な子どもや家庭への支援」という基本目標を達成するための推進施策として、「障がい児施策の充実」「ひとり親家庭への支援」「子どもの権利擁護と児童虐待防止対策の推進」の3つを示します。

支援を必要とする子どもや家庭が地域社会や学校などで孤立することなく、必要な支援が遅延なく受けられるよう、関係機関の体制づくりと具体的施策を展開しています。

(1) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもの支援については、その早期発見、早期療育に努め、乳幼児期から学校卒業までライフステージに沿った一貫した支援が地域の身近な場所で受けられるよう、相談支援体制の構築やサービス提供体制の充実が必要です。

本町では、多種多様なニーズに合わせ、個別の対応及び支援サービスの提供に努めています。今後も引き続き、障がいのある子どもに対する必要な相談支援や療育体制の充実、経済的負担の軽減を図るとともに、医療的ケア児についても身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制の構築を図ります。

	主要施策	施策の概要		推進	目標		対象	事業主体
No.			検討	新規	継続	充実		
1	障がい児自立 支援の推進	身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児等が必要に応じたサービスが受けられる体制を支援するため、利用者の自己決定を尊重し、利用者本人が直接サービスを選択できる体制を整備する。			0		0~18 歳	健康福祉課
	就学・就労相 談の充実	保護者からの子どもの就学や就労相談等に応 じるため、必要な情報提供ができる体制を整備 する。			0		0~18 歳 保護者	健康福祉課
2		就学に関して相談等が必要な子どもに対して 適切な就学支援を行うため、就学指導審議会に よる所見を参考にし就学指導を行う。また、保護 者面談等は必要に応じて随時実施する。			0		就稚園 対雅園こと も も も で も で の で の で の の の の の の の の の の の の の	<u>教育文化課</u>
3	障がい児の保 育・教育支援 の充実	障がい児の早期支援の充実を図るため、集団 保育が可能な乳幼児を受け入れ、障がいの程度 や種別に応じて、適切な支援を行う。また、幼稚 園・小中学校に特別支援員を配置し、教育支援の 充実を図る。			0		保育所児 幼稚園児 小学生 中学生	<u>教育文化課</u>
4	ことばの教室	ことばに癖があったり、うまく発音ができなったりする子どもに対し、一人ひとりのニーズに合わせ、個別に発音の指導や話すことに関する練習を実施する。			0		幼稚園児 <u>認定こど</u> <u>も園児</u>	教育文化課

(2)ひとり親家庭への支援

ニーズ調査の結果をみると、全体の1割がひとり親家庭です。

ひとり親家庭は一般家庭に比べ子育ての負担が大きいことから、ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの総合的な支援を実施していくことが必要です。

今後も、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、各種給付金事業や就業相談の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる相談窓口を充実させ、支援につなげていきます。

			推進目標					
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	相談窓口の充実	ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種 相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを 行う。			0		0~18 歳 保護者	健康福祉課
2	経済的支援	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度、図書カード配布 (年1回) などの経済的支援 を実施する。			0		0~18 歳 保護者	健康福祉課

(3)子どもの権利擁護と児童虐待防止対策の推進

子どもの人権問題については、いじめ、体罰、虐待、不登校などが大きな社会問題となっています。しかし、被害者側から声を上げることは難しいため、周りの人が異常にいち早く気づき、迅速に助け出すことが必要です。

課題解決には関係機関との連携が必要となることから、保育所や学校、医療機関などの関係機関や、民生委員児童委員等を通して、児童虐待の恐れのある家庭の情報収集に努めるとともに、中央児童相談所と連携し、協議会や個別ケース検討会議において、情報の共有と課題解決に向けた協議を行っていきます。

また、子育て世帯に対する包括的な支援を強化し、虐待の発生を未然に 予防するため、「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援セン ター」を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の整備 を進めます。

				推進	目標			事業主体
No.	主要施策	施策の概要	検討	新規	継続	充実	対 象	
1	相談窓口の充 実	児童虐待や障がい・育成、就学・就労などについて保護者や関係者が相談できる環境を整えるため、窓口直接や電話での随時相談に応じる体制を整備し周知する。また、児童相談所、関係機関と連携を図り、相談援助活動を行う。			0		0~18 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
2	* 養育支援訪 問事業の整備	継続的支援が必要な家庭を支援するため、計 画的に定期的な訪問や相談を実施し、育児の情 報提供や各種指導を実施する。			0		0~18 歳	すくすく (健康福祉課)
3	不登校等に対 する相談体制 の整備強化 (再掲)	不登校児童生徒に対応するため、定期的に不登校児童生徒調査を行い、その把握に努める。また、各学校において保護者面談を行うとともにスクールソーシャルワーカーを招き、相談体制の強化に努める。			0		小学生 中学生	教育文化課
4	* 子どもを守 る地域ネット ワーク機能強 化事業の推進	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化のため、調整機関職員やネットワーク構成(関係機関)の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る体制を整備する。			0		0~18 歳 保護者	健康福祉課
5	子ども家庭総 合支援拠点の 整備	子ども家庭の支援全般に係る業務、要支援児 童及び要保護児童等への支援、関係機関との連 絡調整、その他の必要な支援を行う。			0		0~18 歳 家族 妊産婦	健康福祉課
追加	<u>こども家庭セ</u> <u>ンターの整備</u>	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関を整備する。		0			<u>0~18 歳</u> 家族 妊産婦	健康福祉課
追加	<u>子育て世帯訪</u> <u>問支援事業</u>	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高ま りを未然に防ぐため、要支援児童、要保護児童及 びその保護者、特定妊婦等、または支援を要する ヤングケアラーを含めた家庭を訪問し、子育て に関する情報の提供、家事・養育に関する相談や 援助を行う。	<u>O</u>				0~18 歳 家族 妊産婦	<u>健康福祉課</u>

基本目標7 家族の時間の確保・充実の推進

親と子どもが一緒に過ごす時間は、自立心や協調性、社会規範を身に付ける機会として必要不可欠です。一方で、少子高齢化の進行や共働き家庭の増加、テクノロジーの進化など、子どもたちを取り巻く環境の変化が激しさを増し、夜型傾向の生活リズムの子どもが増加するなど、心身の成長への影響も懸念されます。そうした中で、いかに子どもと触れ合う時間を確保し、その質を高めていくかは重要な課題です。

そのため、「家族の時間の確保・充実の推進」という基本目標を達成するための推進施策として、「親子のふれあい機会の充実」を提示します。 親子が実りある時間をともに過ごすことで、親子の絆やコミュニケーションが深まり、親は子育ての楽しさを実感し、子どもは豊かな成長につながるよう施策を進めていきます。

(1)親子のふれあい機会の充実

親子がふれあうために、親子で訪れやすく、安心して遊べる場所や機会が求められています。また、身近な地域での体験や記憶は、地域への愛着を生み、将来の地域づくりの効果も生まれます。

本町では、これまで公園や屋内施設の整備を進めてきました。今後は子育て家庭をはじめとした利用者のニーズに一段と沿った形での環境整備や、親子が気軽に参加できるイベント等を企画し、日常的な親子のふれあいの機会をさらに充実できるように支援策を検討していきます。

				推進	目標			
No.	主要施策	主要施策 施策の概要		新規	継続	充実	対 象	事業主体
1	男女共同参画 社会の推進 (再掲)	こおり男女共同参画プランに基づく、施策を 推進するため、町民や労働者、事業主への周知徹 底を図る。また、国、県からの関係法令等の情報 提供を行う。			0		町民 労働者 事業主	総合政策課
2	生活習慣確立 の た め の 教 育・支援 (再掲)	子どもの心身の健康を育む正しい生活習慣・生活リズムの構築のために、保護者や子どもを対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」の実践をはじめとした各取り組みの普及・教育を、健診や幼稚園、学校で実施する			0		0~15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課) <u>教育文化課</u>
3	読書推進事業 の推進 (再掲)	乳幼児が絵本に触れ、興味関心を持てるように、乳幼児健診での絵本の読み聞かせと、絵本コーナーの新設を行うとともに、親子のコミュニケーションツールとして家庭での読み聞かせを推進する。		0			0~5 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)

		施策の概要		推進	目標			
No.	主要施策			新規	継続	充実	対象	事業主体
4	親子のふれあ いイベントの 実施	健やかに成長できるよう、親子で参加できる 遊びや読み聞かせ等の様々なイベントを企画 し、親子が一緒に過ごす時間やきっかけを創出 する。		0			0~15 歳 保護者	すくすく (健康福祉課)
5	遊び場の提供	子どもも大人ものびのびと遊び、学べるよう、 ニーズに沿った遊び場や施設の環境整備等を検 討するとともに、子育て応援ガイドブック等で 情報提供を行う。				0	町民	すくすく (健康福祉課)

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

1. 子ども・子育て新制度の給付・事業について

(1)給付と事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つから構成されていましたが、令和元年10月より施行された幼児・教育の無償化の実施にあたり、「子どものための教育・保育給付」に「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

これにより、これまで「子ども・子育て支援給付」の対象外であった幼稚園(未移行)、特別支援学校(幼稚部)、預かり保育、認可外保育施設等の利用費が、「施設等利用給付」の認定を新たに受けることで無償化の対象となりました。

【子ども・子育て支援給付】

【子どものための教育・保育給付】

<施設型給付>

- ○認定こども園
- 〇幼稚園
- 〇保育所

<地域型保育給付>

- 〇小規模保育
- 〇家庭的保育
- 〇居宅訪問型保育
- 〇事業所内保育

<児童手当>

【子育てのための施設等利用給付】

<施設等利用>

- 〇幼稚園 (未移行)
- 〇特別支援学校(幼稚部)
- ○預かり保育事業
- 〇認可外保育施設等
 - 認可外保育施設
 - 一時預かり事業
 - 病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

※認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象



【その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援】

【地域子ども・子育て支援事業】

- (1) 利用者支援事業
- (2)地域子育て支援拠点事業
- (3)妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5)養育支援訪問事業
- (6)子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・セン ター事業
- (8) 一時預かり事業
- (9)延長保育事業
- (10) 病児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的 基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する「教育・保育 給付の認定区分」がありましたが、幼児教育・保育の無償化に伴い、従来 の「教育・保育給付」の3区分に、「施設等利用給付」の3区分が加わり ました。利用できるサービス・事業は区分によって異なります。

なお、無償化の給付を受けるには、保護者全員が「保育の必要性の認定 に該当する事由」のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

① 教育・保育給付の認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、新制度に移行した私立幼稚園等を利用するために必要な認定です。

区分	対 象 者	主な利用施設	本町の該当施設
1号認定	3~5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園	醸芳幼稚園 認定こども園
2号認定	3~5歳、保育の必要性あり (※幼児期の学校教育利用が強い)	幼稚園、認定こども園	認定こども園
2号認定	3~5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園	認定こども園
3号認定	O歳、1~2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業	醸芳保育所 認定こども園

② 施設等利用給付の認定区分

私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定です。

区分	対 象 者	主な利用施設	本町の該当施設
新1号認定	満3歳~5歳、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)の保育料のみ無償 化給付を受けるために必要な認定	私立幼稚園 特別支援学校 など	
新2号認定	3歳~5歳 ^{※1} 、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化給付を受けるために必要な認定	認定こども園 幼稚園 特別支援学校 (満3歳児:新3号、	認定こども園 醸芳幼稚園 預かり保育
新3号認定	〇歳〜2歳 ^{※2} 、住民税非課税世帯のうち、 保育を必要とする理由に該当する〇〜2歳 児が、私立幼稚園(新制度に移行した私立 幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施 設等の利用料の無償化給付を受けるために 必要な認定	年少児:新2号) 認可外保育事業 一時預かり事業 病児保育 病児保育 ホテミリー・サポート・センター事業(2 歳児から:新2号)	認定こども園

※1:満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過した就学前児童 ※2:満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある就学前児童

保育の必要性の認定に該当する事由

- ・就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ・妊娠、出産(母親の健康状態に応じて利用可。 産後は8週間程度を限度)
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居または長期入院等している親族の介護・ 看護
- 災害復旧

- ・求職活動(起業準備を含む。求職活動中の利用は、90日間が限度)
 - ・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - ・育児休業取得中に、既に保育を利用している 子どもがいて継続利用が必要(家庭で必要な 保育を行うことが困難な状態)であること
 - ・その他、上記に類する状態として町長が認め る場合

(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などの法に基づく事務の執行や権限の行使について、福島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、 保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを 依頼するとともに、保護者への支払いを適宜行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給 の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督などについては、福島県に対し、 施設などの所在、運営状況、監査状況などの情報提供、立入調査への同行、関係法令に基 づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、福島県との連携や情報 共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

2. 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施期間

(1)量の見込み

児童人口は、令和2年度から令和6年度にかけて減少する見込みとなるものの、各家庭のニーズに応じた教育・保育サービスを提供していきます。

I【幼稚園・認定こども園の量の見込みと提供量】

単位:人

TOTAL BOOK OF THE PROPERTY OF						
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①見込	量	203	201	186	206	146
	号認定こども 3~5歳、保育の必要性なし)	69	68	63	56	56
	号認定こども 3~5歳、幼稚園の利用希望が強い)	134	133	123	150	90
②提供:	量(定員)	250	250	250	250	190 ^(ア)
施	醸芳幼稚園 (1号、2号認定こども)	250	250	250	250	175 ^(イ)
設	認定こども園 (1号認定こども)					15 ^(ウ)
差(②-	-(1))	47	49	64	44	44

Ⅱ【保育所・認定こども園の量の見込みと提供量】

単位:人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1)5	記 込量	101	104	106	115	161
	2号認定こども (3~5歳、保育所等利用希望者)	0	0	0	0	60
	3号認定こども(0歳)	9	9	8	24	24
	3号認定こども(1、2歳)	92	95	98	91	77
②拼	是供量(定員)	120	120	120	120	180 ^(II)
	醸芳保育所 施 (3号認定こども)	120	120	120	120	
	設 認定こども園 (2号、3号認定こども)					180 ^(オ)
	2号認定こども (3~5歳、保育所等利用希望者)	0	0	0	0	60
	3号認定こども(0歳)	20	20	20	35	24
	3号認定こども(1、2歳)	100	100	100	85	96
差(2-1)	19	16	14	5	19

Ⅲ【施設ごとの提供量(定員)】

単位:人

	INCOMENTE (ACR/)					+ II . /\
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
醸き	劳幼稚園	250	250	250	250	175
	1号認定こども(3~5歳児) 2号認定こども(3~5歳児)	250	250	250	250	175
醸き	5 保 育 所	120	120	120	120	
	3号認定こども(0~2歳児)	120	120	120	120	
認定	こども園					195
	1号認定こども(3~5歳児)					15
	2号認定こども(3~5歳児)					60
	3号認定こども(0~2歳児)					120
	合 計	370	370	370	370	370

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、0~2歳児が保育所1か所で、3~5歳児が幼稚園1園で、 一貫した保育・教育を提供しています。

令和5年度までの定員は、保育所については120名、幼稚園については250名を維持していきます。

令和 6 年度以降、民設民営による「幼保認定型認定こども園」の開園に伴う保育所機能の移行や町内の近年の乳幼児の推移を勘案した定員は、I 【幼稚園・認定こども園】が 190 名 (P) (うち醸芳幼稚園 175 名 (T) 、認定こども園 15 名 (P))、I 【保育所・認定こども園】が 180 名 (I) (認定こども園 180 名 (I)) とし、幼稚園と当該認定こども園において、見込み量を受け入れられる体制を確保していきます。

令和6年4月以降における保育・教育サービスの提供は、当該認定こど も園と幼稚園で連携しながら、多様化する保育ニーズや教育の質の向上 を図っていきます。 (3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

本町では、適正な園規模・学級規模の維持に努め、教育内容の一層の充 実を図るため、就学前教育の一貫性を保ち、同年齢の子どもと経験を共有 できるよう、幼稚園と保育所を町独自の「桑折町こども園」として一体的 に運営しています。

また、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための研修を行うとともに、〇歳から義務教育を修了する 15 歳までの 15 年間の子どもの育ちと学びを見通した指導に努めております。

令和6年4月以降は、民設民営による「幼保連携型認定こども園」の開園に伴い保育所機能を移行するとともに、幼稚園と連携した活動を行い、幼児教育・保育における質の向上と小学校への円滑な接続を行うとともに、安定的かつ効果的な運営を図っていきます。

今後とも、本町の教育理念及び教育目標としての「15歳のめざす姿」 (人間としての基本を身に付け、強みを発揮して、たくましい未来を切り 拓いていく桑折っ子)を意識した教育内容の充実を図るため、町内の保 育・教育施設の相互連携体制をより強化していきます。

また、国際化を踏まえ、海外から帰国した幼児や外国人幼児など、外国 につながる幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう適切な支援や配 慮を行います。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保策

(1) 利用者支援事業

■事業の内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■確保策

平成29年に開所した子育て世代包括支援センター「すくすく」が中心となって、子育て家庭に寄り添った迅速な対応に努めていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
見込量(か所)	1	1	1	1	1			
確保の内容(か所)	1	1	1	1	1			
実施機関	-	子育て世代包括支援センター「すくすく」						

(2) 地域子育て支援拠点事業

■事業の内容

乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を利用者の身近な場所で実施する事業です。本町では、「イコーゼ!」内に設置し、電話相談を週5日間(月~金)、施設開放を週4回実施するとともに、保健師・管理栄養士による身長、体重の計測や健康相談、子育で講話等を月1回実施しています。

■確保策

引き続き、地域子育て支援センター運営の充実を図り、子育て相談事業や子どもと保護者の交流の場の拡充を図ります。

今後は令和6年4月に開園する民設民営による「幼保連携型認定こど も園」での事業実施を契機に、町直営事業の課題を分析し、町民のニーズ に沿ったあり方を検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(延組/年)	1, 431	1, 338	1, 307	1, 269	1, 238
見込量(延組/月)	128	119	116	113	110
確保の内容(延組/年)	1, 500	1, 400	1, 400	1, 400	1, 400
確保の内容(延組/月)	130	120	120	120	120
実施機関					
天 加 饭岗		2 か所			

(3) 妊婦健康診査

■事業の内容

妊娠中の疾病や異常の発見、その発生予防のために妊婦健康診査の費用を15回分助成しています。

■確保策

引き続き、15回分の助成を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
見込量(延件/年)	756	742	742	714	686			
確保の内容		産科医療機	関、助産院に	おいて実施				
実施機関		健康福祉課						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の内容

乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援 に関する情報提供や助言を行う事業です。本町では生後2~3か月目に、 乳児訪問指導を実施しています。

■確保策

引き続き、すべての子どもに対して保健師等による乳児訪問を実施します。支援が必要な家庭は養育支援訪問事業に繋げるなど、関係機関と連携して積極的な支援に努めます。

《第2期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
見込量(人/年)	54	53	53	51	49		
確保の内容		町保	健師等による	訪問			
実施機関		健康福祉課					

(5)養育支援訪問事業

■事業の内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

■確保策

引き続き、養育支援が必要な家庭に対して、町保健師等による訪問を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
見込量(人/年)	20	20								
確保の内容		町保健師等による訪問								
実施機関		健康福祉課								

(6) 子育て短期支援事業

■事業の内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。「短期入所生活援助(ショートステイ事業)」と「夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)」があります。

■確保策

本事業は、町では未実施となっています。「国の手引き」に準じた算出 方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の町民のニーズに応じ て事業の実施方策を検討します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

■事業の内容

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、 児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを 希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■確保策

本事業は、本町では未実施となっています。「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の町民のニーズに応じて事業の実施方策を検討します。

(8) 一時預かり事業

■事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。本町では、幼稚園在園児を対象とした預かり保育(常時・臨時)を実施しています。

■確保策

引き続き、幼稚園在園児を対象に現在行っている預かり保育、臨時預か り保育を実施し、令和6年度からは認定こども園においても実施します。 未就園児を対象とする一時預かり事業は、新たに令和6年4月に開園 する民設民営による「幼保連携型認定こども園」において、実施します。

預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量(人)	159 157 146 150			150		
確保の内容(人)	160	160	150	150	150	
実施機関	醸芳幼稚園					

臨時預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
見込量(延人/年)	320	317	294	108	108		
見込量(延人/月)	26	26	24	9	9		
確保の内容(延人/年)	330	320	300	130	130		
確保の内容(延人/月)	30	30	30	10	10		
実施機関		醸芳幼稚園					

未就園児対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込量(延人/年)	40	40	40	40	120	
見込量(延人/月)	4	4	4	4	10	
確保の内容(延人/年)	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	120	
確保の内容(延人/月)	実施検討	実施検討 実施検討 実施検討 実施検討				
実施機関		認定こども園				

(9)延長保育事業

■事業の内容

通常の利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の醸芳保育所において、午後6時30分~7時まで実施しています。

■確保策

引き続き、0~2歳児について保育所で実施します。

なお、保育所機能については、令和6年4月に開園する民設民営による 「幼保連携型認定こども園」に移行するため、当該こども園の運営事業者 において、引き続き実施します。

《第2期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
見込量(人)	12	12	12	10	10		
確保の内容(人)	15	15	15	12	12		
実施機関		醸芳保育所					

(10)病児保育事業

■事業の内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、 看護師や保育士が一時的に保育する事業です。

■確保策

現在は、民間等の病児・病後児保育施設等を利用した場合の費用の一部を助成する事業を実施しています。

また、令和6年4月に開園する民設民営による「幼保連携型認定こども 園」においては、自園型の病児・病後児保育事業*を実施します。

《第2期計画期間の量の見込みと確保の内容》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
見込量(延人/年)	20	20	20	20	120			
確保の内容		支援体制の整備						
実施機関		認定こども園						

※自園型の病児・病後児保育事業:園児のケガや急な発熱等で保護者のお迎えを待つ間の、 見守り・看護。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童保育)

■事業の内容

親の就労等により家庭で保育を受けられない小学校に通学する児童を対象に、保護者が安心して就労ができるよう、児童の健全な育成を図り、保護者に代わって児童を保育する制度です。本町では、小学校下校後から午後7時までの保育を各小学校区で実施しています。

■確保策

引き続き、各小学校区で実施し、定員 170 人を維持します。また、一時的に保育が必要となった場合の臨時放課後児童保育も継続します。

<u>令和4年度から民間で運営する学童クラブが創設されたため、当該学</u>童クラブとも連携していきます。

《第2期計画期間の量の見込みと確保の内容》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	低学年	120	108	104	116	116
(人/年)	高学年	30	38	37	48	46
確保の内容	低学年	120	120	120	120	120
(人/年)	高学年	50	50	50	50	50
実施機関				教育文化課		

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して 保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購 入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保策

給食の副食費(おかず)については、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、実費徴収となりますが、醸芳幼稚園は独自事業による支援を行っているため、給食費はこれまで同様に無料となります。その他に入園・入学祝制服支給や小・中学校の給食費半額助成を実施しており、令和4年度下半期からは給食費無償化を行っています。また、令和6年4月に開園する民設民営による「幼保連携型認定こども園」においても醸芳幼稚園と同等の支援をしていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究 その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置また は運営を促進するための事業です。

■確保策

特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入については、必要に応じて検討するとともに、令和 4 年度から民間で運営を開始した学童クラブ及び令和 6 年4月に開園する民設民営による「幼保連携型認定こども園」と協力・連携し、相談支援等を実施しながら、円滑な運営及び教育・保育等の質の向上を図ります。

資料編

1. 子ども・子育て支援サービスの実績値

第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画における令和2年度、令和3年度の実 績値です。

※見込量、提供量については当初計画(中間見直し前)の数値です。

Ⅰ. 教育・保育

【幼稚園・認定こども園】

単位:人

		令和	令和	令和	令和	令和
		2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6年度
見記	<u></u> 量	203	201	186	187	175
	1号認定こども (3~5歳、保育の必要性なし)	69	68	63	63	59
	2号認定こども (3~5歳、幼稚園の利用希望が強い)	134	133	123	124	116
提供	(量(定員)	250	250	250	250	250
実績	量	221	231		_	_

【保育所・認定こども園等】

単位:人

【休月川 配足して 0国 寸】						
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	見込量		104	106	110	112
1	号認定こども ~5歳、保育所等利用希望者)	0	0	0	0	0
3 5	号認定こども(0歳)	9	9	8	8	7
3 5	号認定こども(1、2歳)	92	95	98	102	105
提供量(定員)	120	120	120	120	120
	号認定こども ~5歳、保育所等利用希望者)	0	0	0	0	0
3 =	号認定こども(0歳)	20	20	20	20	20
3 =	号認定こども(1、2歳)	100	100	100	100	100
実績量		123	128			_

Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
見込量(か所)	1	1	1	1	1			
実績量(か所)	1	1	_					
実施機関		子育て世代包括支援センター「すくすく」						

(2) 地域子育て支援拠点事業

臨時預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(延組/年)	1, 431	1, 338	1, 307	1, 269	1, 238
見込量(延組/月)	128	119	116	113	110
実績量(延組/年)	824	996	_	_	_
実績量(延組/月)	68	83	_	_	_
実施機関	地域子育て支援センター(1か所、一般型)				

(3) 妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(延件/年)	756	742	742	714	686
実績量(延件/年)	664	701	_	_	_
実施機関	健康福祉課				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人/年)	54	53	53	51	49
実績量(人/年)	52	49	_	_	_
実施機関	健康福祉課				

(5)養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人/年)	20	20	20	20	20
実績量(人/年)	8	26	_	_	_
実施機関	健康福祉課				

(6)子育て短期支援事業

未実施

(7)ファミリー・サポート・センター事業

未実施

(8) 一時預かり事業

預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	159	157	146	146	137
実績量(人)	152	161	_	_	_
実施機関			醸芳幼稚園		

臨時預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(延人/年)	320	317	294	295	276
見込量(延人/月)	26	26	24	24	23
実績量(延人/年)	134	129	_	_	_
実績量(延人/月)	11	11	_	_	_
実施機関	醸芳幼稚園				

未就園児対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(延人/年)	40	40	40	40	40
見込量(延人/月)	4	4	4	4	4
実績量(延人/年)	未実施	未実施	_	_	_
実績量(延人/月)	未実施	未実施	_	_	_
実施機関	醸芳保育所				

(9)延長保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(人)	12	12	12	12	12
実績量(人)	9	9	_	_	_
実施機関	醸芳保育所				

(10) 病児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量(延人/年)	20	20	20	20	20
実績量(延人/年)	未実施	未実施	_	_	_
実施機関	検 討				

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童保育)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	低学年	120	108	104	89	90
(人/年)	高学年	30	38	37	39	34
実績量	低学年	129	130	_	_	_
(人/年)	高学年	18	36	_	_	_
実施機関		教育文化課				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

給食の副食費(おかず)については、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、実費徴収となりますが、醸芳幼稚園は独自事業による支援を行っているため、給食費はこれまで同様に無料。その他に入園・入学祝制服支給や小・中学校の給食費半額助成を実施。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 必要に応じて実施の検討。

2. パブリックコメント(町民意見募集)結果の概要

第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画【中間見直し】(案)に対するパブリックコメント結果の概要

○実施期間

令和5年1月11日(水)から1月27日(金)まで

○実施の周知方法

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 町広報お知らせ版への掲載

○閲覧方法

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2)役場における閲覧

○意見提出方法

所定の様式に氏名、住所などを記載し、下記のいずれかの方法で提出。

- (1) 郵送
- (2) FAX
- (3) メール
- (4)直接持参

○提出された意見の概要

- (1) 意見書提出人数……1人
- (2) 意見提出方法……FAX1件
- (3) 意見項目……4件

○意見などの主な内容

- 桑折町総合計画献上桃の郷こおり未来躍動プランでは「基本方針5.子どもを大切にするまちづくり」の記載があるので、具体的な記載をした方が良い。
- 未熟児及び発達障害児を持つ親のコミュニケーションの場及び相談窓口の創設の 検討をしてほしい。
- 中学生等のスマートフォン依存症対策について記載が必要。
- ・幼保連携型保育園について、町民(特に若い母親)の働く方が多様化しており、 また、総合計画の町民アンケートによると重要度は非常に高いので、この事業は 進めていくのが桑折町民の満足度を高めていくことになる。

3. 中間見直しの経過

年 月 日	内 容
令和4年7月7日	〇令和4年度第1回桑折町子ども・子育て会議推進委員会 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実施状況及び 令和4年度の取り組みについて ・中間見直しについて
令和4年7月15日	○令和4年度第1回桑折町子ども・子育て会議 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実施状況及び 令和4年度の取り組みについて ・中間見直しについて ・認定こども園について
令和4年11月1日	〇令和4年度第2回桑折町子ども・子育て会議推進委員会 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の中間見直し案について
令和4年11月17日	〇令和4年度第2回桑折町子ども・子育て会議 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の中間見直し案について
令和5年1月11日 ~1月27日	〇パブリックコメントの実施
令和5年1月25日	○福島県知事へ事前協議
令和5年2月14日	〇令和4年度第3回桑折町子ども・子育て会議推進委員会 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の中間見直し案について ・パブリックコメントの結果について
令和5年2月22日	〇令和4年度第3回桑折町子ども・子育て会議 ・第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画の中間見直し案について ・パブリックコメントの結果について
令和5年3月22日	○福島県知事から事前協議回答
令和5年3月24日	〇令和4年度第10回政策会議

4. 桑折町子ども・子育て会議条例

平成27年3月9日

条例第5号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条 第1項の規定に基づき、桑折町子ども・子育て会議(以下「会議」という。) を置く。 (所掌事務)
- 第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画の見直しに関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、委員12名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) 民牛委員・児童委員
 - (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていない場合に あっては、町長が会議を招集する。
- 2 会議は、過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

5. 桑折町子ども・子育て会議委員名簿

【任期:令和3年4月1日~令和5年3月31日】

氏 名	役職・所属名	備考
及川 純子	町 PTA 連絡協議会代表(~令和4年3月31日)	
岡田 和人	町 PTA 連絡協議会代表(令和4年4月1日~)	
武田 貴裕	醸芳幼稚園保護者代表(~令和4年3月31日)	
亀岡 桃子	醸芳幼稚園保護者代表(令和4年4月1日~)	
大槻 睦子	子育てサロン代表	
市川 清子	桑折町社会福祉協議会代表	
高野 孝男	町小中学校校長会長(~令和4年3月31日)	
遠藤和宏	町小中学校校長会長(令和4年4月1日~)	
田辺 節子	町児童福祉施設代表(~令和4年3月31日)	会長
緑 上 隆	町児童福祉施設代表(令和4年4月1日~)	会長
堺 秋彦	学識経験者(桜の聖母短期大学 教授)	
手代木 由美	学識経験者(スクールソーシャルワーカー)	
亀岡 和美	民生委員児童委員	
鈴木 順子	主任児童委員	副会長
亀谷 英樹	町内企業代表 フクシマフーズ株式会社	
菊田 美紀	県北保健福祉事務所主任看護技師	

(敬称略)

第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画 【中間見直し】

令和5年3月

桑折町 健康福祉課

〒969-1643

福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地7

TEL: 024-582-1133 FAX: 024-582-1028